

神奈川県立横浜修悠館高等学校
いじめ等防止基本方針
～「いじめを許さない」学校づくり～

令和6年4月
(令和6年4月改訂版)

「いじめを許さない」学校づくりをめざして

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【いじめの禁止、学校及び職員の責務】

「いじめ」は卑劣な人権侵害行為である。

「いじめ」は他者の尊厳を侵す、あってはならない行為である。

しかし「いじめ」は、なくなるしない。

人が人と関わり合う以上、「いじめ」は必ず起こる。

哀しいことに、どんな学校でもどんな社会でも、「いじめ」は存在する。

「いじめのない学校」は存在しない。

だが、「いじめを許さない学校」はつくることできる。

だからこそ私達職員は、「いじめ」と戦う。

私達職員が「いじめ」と戦う姿勢を示すことによって、

生徒自身にも「いじめ」と戦う勇気が生まれる。

「いじめを許さない生徒」「いじめと戦う生徒」を育てることができる。

学校内において、学校外において、やがて巣立っていく社会において、

「いじめ」「暴力」「虐待」「差別」等の人権侵害行為を許さない人物を育てる。

それこそが私達職員の切なる願いである。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

本校は通信制高校であるため、全日制課程や定時制課程に比べ、

- a. 生徒相互が交流する場が少ない
- b. 教員が生徒に接する機会が少ない

という特色を持っている。

a. は、「いじめが起こりにくい」環境のようにも見えるが、一方で（教員の目の届かないところで）「いじめが潜在化しやすい」環境とも言える。

一方、b. は、「いじめを発見しにくい」「いじめを相談しにくい」環境ともなりかねない危険性をはらんでいる。

私達は、本校の特色・現状を踏まえた上で、常に危機意識を持って、「いじめ等防止」にあたらなければならない。

そのため本校では、次に掲げる6項目を、「いじめ防止」の柱として取り組んでいく。

I. 全職員体制による「見守り・声かけ行動」の組織化

課業期間中、全職員による正門立ち番・ラウンジ巡回・校内外巡回を実施する。

II. 地域との関係強化による「地域による見守り体制」の構築

生徒自身の地域交流活動への参加、職員の関係機関との連携会議等への参加などを通して、地域住民や機関との連携を深め、地域で生徒を見守る体制をつくる。

III. 啓発文書の配付

「横浜修悠館通信」を毎月、活動生徒全家庭に郵送する。特に通信紙の同封物を通じて、家庭への情報提供を恒常的に行う。

IV. 生徒の「相談意識」づくり

校内掲示物や全校放送、HRでの指導を通じて、生徒はいじめに対して傍観者とはならず、いち早く教職員へ報告したり、いじめを止めさせたりするための行動を取ることの重要性を理解させる。

V. 「いじめ」に特化しない職員研修会

いじめの態様は日々変化していく。固定された「いじめ像」にとらわれることのないよう、必ずしも「いじめに特化しない」職員研修会を開催することで様々な配慮が必要な生徒が抱えている問題を職員が認識し、「いじめに対するアンテナ」を高く設定する。

VI. 生徒にとっても職員にとっても「安全・安心な学習環境づくり」の徹底

職員の安全を守れない学校では、生徒の安全を守れるはずがない。職員が毅然とした態度で生徒に臨めない学校では、生徒が安心して職員に相談することができない。「安全・安心な学習環境づくり」を徹底することで、いじめの起きにくい、いじめを相談しやすい環境を整えていく。

(2) いじめの早期発見のための取組み

いじめは職員などの発見で把握できる場合と、いじめを受けた生徒や周囲の人間からの相談で把握できる場合が存在する。早期発見のために学校がすべきことは、「相談体制の充実」と「相談したい」と思える雰囲気作りである。そのために必要なことを以下に記載する。

I. 相談体制の充実

相談専用回線「悠コール」、メールによる「個別相談」システム、担任以外にも相談できる先生を選べる「メンター制度」、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」来校日設定、など、「相談しやすい環境」を整備する。

II. アンケートにもとづいた「聞き取り調査」の実施

アンケートはできるだけ簡略・手軽に提出できるよう工夫し、記載のあった者への「聞き取り調査」を詳細に行うことにより、いじめの兆候を把握し、早期発見につなげる。

III. 掲示物や通信紙を活用した外部相談機関の紹介

外部の相談機関も提示することで、生徒が多く選択肢を持ち、相談するためのハードルを下げることに繋げる。

IV. 「個別相談」の実施

半期に1回の個別面談月間に行われる面談や、必要に応じて行われる担任、メンター、養護教諭などとの面談において、生徒の抱えている問題を把握する。

(3) いじめに対する取組み

いじめの解消に必要なことは、「早期対応」である。しかしその早期対応が、単独行動になってはいけない。可能な限り速やかに、しかし常に「チーム」で情報共有と意思統一を図りながら、解消に向けての「早期対応」を行うべきである。

その際心がけるポイントを、次に列記する。

- 詳細な聴き取りによる事実確認
- 被害生徒および家庭への「必ず守る」というメッセージ発信
- 加害生徒および周辺生徒への毅然たる指導
- 「いじめ」に至った原因究明と解消に向けての対策
- 外部機関との連携
- 事態解決後の見まもりと、再発防止への検証

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上では、発信された情報は急速に全世界に広まるという特性を持っているが、発信した側の人間が意外とその意識が薄い場合が多く、軽率な投稿でトラブルを招くケースが多発している。一方、閉鎖性のある空間を作ってしまう中で起きてしまうトラブルも多く、システムも日々変わることなども起因して、学校側が生徒の状況をなかなか把握できない状況にある。

現在の生徒間における「いじめ」は、SNSをはじめとするインターネット上で展開されることが多く、様態は日々変化していく。「子どもたちの行動の態様の変化に対応できるフットワークを備える」という「即時性」が求められている。

- 生徒を取り巻くインターネット環境について、職員へ随時情報提供・研修会開催
- 啓発文書の配付や掲示、放送などによる周知徹底
- 保護者・生徒に対して、ソーシャルメディアについての啓発講座

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努める。

3 「いじめ等 防止・対応チーム」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等 防止・対応チーム」を設置し、各期に1度程度開催する。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をする。また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ等 防止・対応チーム」の構成

【構成員】

中核メンバー

- 本校 管理職 1名（教頭）
- 本校 生徒活動支援グループより2名（グループリーダー、生徒指導担当）
- 本校 教育相談・学習支援グループより2名（グループリーダー、養護教諭）
- 本校 教育相談コーディネーター（上記以外の者。年度により人数は異なる。）

参与メンバー

- 事案内容により、学校長が必要と判断した場合、教育委員会と協議し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、第三者を「参与メンバー」として任命する。

【開催形態と回数】

- 「中核メンバー」の会合は、各期に1度程度の開催と、事案発生時の随時開催。
- 必要に応じて、「参与メンバー」も参加する会合を開催。

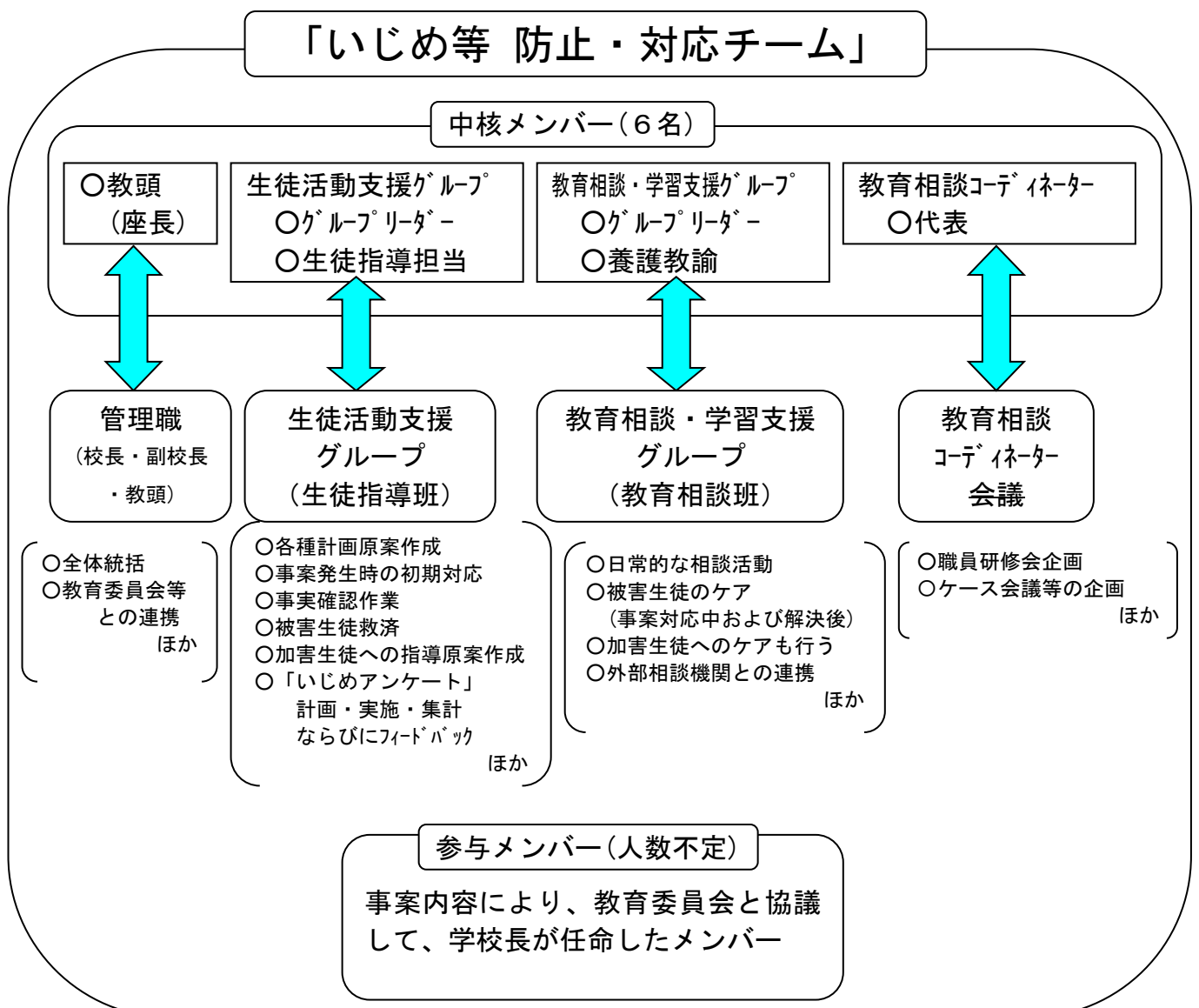
(2) 活動内容

【「中核メンバー」と「参与メンバー」の役割分担】

- 「中核メンバー」（各期に1度程度の開催と、事案発生時の随時開催）
 - ・年間活動計画の立案ならびに確定
 - ・「いじめアンケート」等、未然防止・早期発見事業の実施
 - ・事案発生時の調査ならびに解決（主として生徒活動支援グループが対応）
 - ・被害生徒のメンタルケア（主として教育相談・学習支援グループが対応）
 - ・職員研修会の開催（主として教育相談コーディネーターが対応）
- 「参与メンバー」
 - ・必要に応じて意見提示

【趣旨説明】

- 必要に応じて「参与メンバー」からの視点での意見をいただくことにより、本校の「いじめ等 防止・対応」の取組みを、より実効性のあるものにしていく。
- 「中核メンバー」の会合を随時行うことにより、活動の機動性を高めていく。



4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ等 緊急対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ等 緊急対策チーム」の構成

【構成員】

◆初期対応要員

- ・ 生徒活動支援グループの生徒指導班が中心
- ・ 本校の関係各職員が加わる（例：該当生徒の担任・部活顧問 等）

◆長期対応ならびに検証要員

- ・ 3-（1）「いじめ等 防止・対応チーム」構成員
- ・ 必要に応じ、県教育委員会と相談しつつ、専門各機関との連携
（例：警察、県警少年相談保護センター、県教育相談センター、
児童相談所、医療機関、その他）

(2) 活動内容

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ等 緊急対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

[具体的対応例]

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出